明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令（財務四八）　一
〔告　示〕
○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する特別の事情について（内閣一）　一
○外国為替令第八条の二第一項第一号の規定に基づき財務大臣が定める場合を定める件を廃止する告示（財務二〇八）

省　令

○財務省令第四十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条の四第一項第一号の規定に基づき、外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月四日

財務大臣　麻生　太郎

外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令

外国為替の取引等の報告に関する省令（平成十年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次の各号に掲げる支払等の区分に応じ、当該各号に定める金額」を「三千万円」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

附　則

この省令は、平成二十六年七月四日から施行し、同日以降の支払又は支払の受領に係る報告から適用する。